解散命令公告

長野県公告

下記に掲げる組合は、その代表権を有する者が欠けている、又はその所在が知れないので、中小企業等協同組合法第106条第３項の規定により、解散命令の要旨を下記のとおり公告する。

平成24年５月21日

長野県知事　阿部　守一

記

命令の要旨

中小企業等協同組合法第106条第２項の規定により解散を命ずる。

名称及び主たる事務所の所在地

小諸靴商工企業組合
小諸市相生町二丁目２番１号
長野しなやか事業協同組合
上田市蒼久保1158番地２
協同組合長野県ニット開発センター
岡谷市山下町一丁目１番22号
ハーモニー企業組合
下伊那郡松川町上片桐3997番地１
長野県朝鮮人商工協同組合
松本市里山辺石原4306番地の２
イムス協同組合
北安曇郡白馬村大字北城4721番地
白馬みそら野ペンション協同組合
北安曇郡白馬村大字北城1619番地１
大町市商工事業協同組合
大町市大町3283番地
長野総合建設協同組合
長野市大字栗田336番地１
長野県鳶事業協同組合
長野市青木島綱島751番地16
協同組合長野カラー写真製版センター
長野市安茂里米村2188番地

教示

１　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法に基づき長野県知事に対して異議申立てをすることができる。ただし、この処分の日の翌日から起算して１年を経過したときは、この異議申立てをすることができない。

２　この処分について訴訟により取消しを求めるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、長野県を被告として（訴訟において長野県を代表する者は長野県知事となります。）行政事件訴訟法による処分の取消しの訴えを提起することができる。ただし、この処分の日の翌日から起算して１年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができない。

解散命令公告

長野県公告

下記に掲げる組合は、その代表権を有する者が欠けている、又はその所在が知れないので、中小企業団体の組織に関する法律第69条第４項において準用する中小企業等協同組合法第106条第３項の規定により、解散命令の要旨を下記のとおり公告する。

平成24年５月21日

長野県知事　阿部　守一

記

命令の要旨

中小企業団体の組織に関する法律第69条第３項の規定により解散を命ずる。

名称及び主たる事務所の所在地

松本楽器製造協業組合
松本市大字笹賀5652番地

教示

１　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法に基づき長野県知事に対して異議申立てをすることができる。ただし、この処分の日の翌日から起算して１年を経過したときは、この異議申立てをすることができない。

２　この処分について訴訟により取消しを求めるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、長野県を被告として（訴訟において長野県を代表する者は長野県知事となります。）行政事件訴訟法による処分の取消しの訴えを提起することができる。ただし、この処分の日の翌日から起算して１年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができない。

行旅死亡人

本籍・住所・氏名・身体の特徴不詳、推定年齢20歳位から40歳位の男性、身長162㎝位、体格中肉、頭髪黒色僅かな白髪交じり密生、着衣は黄土色と黒色のチェックシャツ、赤と黒のストライプ半袖Ｔシャツ、下衣灰色ヒートテック、青色チェック柄トランクス、所持金品はなし

上記の者は、平成24年３月16日午後１時ころ、千葉県浦安市当代島１丁目30番13号先旧江戸川内で、上流から流れ仮設の桟橋に引っかかった状態で死亡していたところを発見されたもので、死亡日は平成24年３月13日ころと推定される。身元不明につき遺体は火葬に付し、遺骨は浦安市墓地公園納骨堂に保管してあります。心当たりの方は、当市社会福祉課まで申し出てください。

平成24年５月21日

千葉県　浦安市長　松崎　秀樹

行旅死亡人

本籍・住所・氏名・生年月日不詳、身長166センチ位、男性30歳から45歳、肥満

上記の者は、平成24年４月３日午前10時37分、東京都新宿区歌舞伎町２丁目33番18号ホテル大松で死亡しているのを発見された。

遺体は、火葬に付し遺骨を保管していますので、心当たりのある方は、新宿区福祉部生活福祉課まで申し出てください。

平成24年５月21日

東京都　新宿区長　中山　弘子

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢推定40～60歳の男性、身長170㎝位体格中肉、紺色ナイロン製ジャンパー、紺色ポロシャツ、灰色半袖シャツ、青色作業ズボン、紺色布製ベルト、青と紫色チェック柄パンツ、黒色スニーカー、遺留品は眼鏡、ネックレス２本、ブレスレット１本

上記の者は、平成24年２月（推定）愛知県蒲郡市五井町山田92番地付近にて死亡したもので、身元不明のため火葬に付し、遺骨は保管してあります。心当たりの方は、当市市民福祉部福祉課まで申し出てください。

平成24年５月21日

愛知県　蒲郡市長　稲葉　正吉

押収物還付公告

下記の押収物は還付不能につき、刑事訴訟法第499条第２項の規定により公告する。受還付人は、同条第３項所定の期間内に還付請求をされたい。

記

警視庁小平警察署長

司法警察員警視　朝野　良夫

平成13年第278号窃盗事件（第１号、第２号、第３号、第４号、第５号、第６号、第７号、第８号、第９号、第10号、第11号、第12号、第13号、第14号、第15号、第16号、第17号、第24号、第25号、第26号、第27号、第28号、第29号、第30号、第31号、第32号、第33号、第34号）　1．鍵様のもの（但し、鍵の先をけずってあるもの）１個。2．バール（但し、赤色と青色に分かれている37㎝のもの）１本。3．バール（但し、オレンジ色と緑色に分かれている56㎝のもの）１本。4．バール（但し、緑色で45.5㎝のもの）１本。5．鉄パイプ（但し、ガムテープが貼付の43.5㎝のもの）２本。6．ペンチ（但し、握りが緑色のもの）１本。7．ペンチ（但し、握りが赤色のもの）１本。8．針金カッター（但し、黒色のもの）１本。9．ドライバー（但し、握りが黄色でプラスのもの）１本。10．ドライバー（但し、握りが黄色でマイナスのもの）１本。11．ドライバー（但し、マイナスでコの字型に曲がっているもの）１本。12．折りたたみバタフライナイフ（但し、銀色で刃体が９㎝）１本。13．軍手（但し、白色綿製で片方が破れているもの）１双。14．手袋（但し、白色純綿製のもの）１双。15．手袋（但し、白色綿製のもの）片方。16．バック（但し、茶色ビニール製チャック式のもの）１個。17．商品券（但し、株式会社カスミ発行1,000円券で、三和銀行と記載された封筒に76枚在中と72枚在中のもの）148枚。18．ネックレス（但し、グレーとえんじ色のひもの先にえんじ色の木製の飾りがついているもの）１本。19．ネックレス（但し、淡水パールで６連になっているもの）１本。20．ネックレス(但し、淡水パールのチェーンにハート型の淡水パールのペンダントヘットがついているもの）１本。21．ブレスレット（但し、淡水パールで３連になっているもの）１本。22．スカーフ止め（但し、18金メッキに真珠とメレダイヤが入ったもの）１個。23．ピンブローチ（但し、18金製のもの）１個。24．ペンダントヘット（但し、18金製でかたつむりの形をしているもので、裏に1995ＡＮＮＥＥＰＥＬＡ　ＲＯＵＴＥと刻印あるもの）１個。25．指輪（但し、シルバー製で２つの輪が交差しているもの）１個。26．イヤリング（但し、18金の中にメレダイヤがちりばめられピンク色の花が沢山集まっているもの）１組。27．ピアス（但し、18金製のもので長丸い形のもの）１組。28．ブレスレット（但し、オニキス様のもので１センチ大の丸いものが８個つながったもの）１個